

目 次

A L P S 処理水関連の輸入規制強化を踏まえた水産業の特定国・地域依存を分散するための緊急支援事業（国内加工体制の強化対策事業）補助金に関する交付規程

規程に定める様式

- 様式第 1 A L P S 処理水関連の水産業の緊急国内加工体制の強化対策事業補助金交付申請書
- 様式第 2 A L P S 処理水関連の水産業の緊急国内加工体制の強化対策事業補助金に係る交付決定通知書
- 様式第 3 A L P S 処理水関連の水産業の緊急国内加工体制の強化対策事業補助金計画変更（等）承認申請書
- 様式第 4 A L P S 処理水関連の水産業の緊急国内加工体制の強化対策事業補助金に係る事故等報告書
- 様式第 5 A L P S 処理水関連の水産業の緊急国内加工体制の強化対策事業補助金に係る補助事業状況報告書
- 様式第 6 A L P S 処理水関連の水産業の緊急国内加工体制の強化対策事業補助金に係る補助事業実績報告書
- 様式第 7 A L P S 処理水関連の水産業の緊急国内加工体制の強化対策事業補助金に係る補助金確定通知書
- 様式第 8-1 A L P S 処理水関連の水産業の緊急国内加工体制の強化対策事業補助金に係る補助金概算払請求書
- 様式第 8-2 A L P S 処理水関連の水産業の緊急国内加工体制の強化対策事業補助金に係る補助金精算払請求書
- 様式第 9 消費税額等仕入控除税額の確定に伴う報告書
- 様式第 10 取得財産管理台帳（明細表）
- 様式第 11 A L P S 処理水関連の水産業の緊急国内加工体制の強化対策事業補助金財産処分承認申請書
- 参考様式 1 A L P S 処理水関連の水産業の緊急国内加工体制の強化対策事業補助金に係る名称等変更届出書
- 参考様式 2 A L P S 処理水関連の水産業の緊急国内加工体制の強化対策事業補助金に係る採択辞退届出書

ALPS 処理水関連の輸入規制強化を踏まえた水産業の特定国・地域依存を分散するための緊急支援事業（国内加工体制の強化対策事業）補助金に関する交付規程

制定 令和 5 年 1 0 月 2 6 日

改正 令和 7 年 4 月 1 5 日

ALPS 処理水関連の輸入規制強化を踏まえた水産業の特定国・地域依存を分散するための緊急支援事業（国内加工体制の強化対策事業）補助金
事務局
全国水産加工業協同組合連合会

（通則）

第 1 条 ALPS 処理水関連の輸入規制強化を踏まえた水産業の特定国・地域依存を分散するための緊急支援事業（国内加工体制の強化対策事業）補助金（以下「補助金」という。）の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 3 0 年法律第 1 7 9 号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 3 0 年政令第 2 5 5 号。以下「施行令」という。）、ALPS 処理水関連の輸入規制強化を踏まえた水産業の特定国・地域依存を分散するための緊急支援事業（国内加工体制の強化対策事業）補助金交付要綱（2 0 2 3 0 9 2 7 財福第 1 号。以下「交付要綱」という。）及びその他の法令の定めによるほか、この規程の定めるところによる。

（定義）

第 2 条 この補助金において「間接補助事業者」とは、第 8 条第 1 項に基づく交付決定の通知を受けた者をいう。

2 この補助金において、「補助対象者」とは、別紙 1 に記載した者をいう。

3 この補助金において、「事務局」とは、「ALPS 処理水関連の輸入規制強化を踏まえた水産業の特定国・地域依存を分散するための緊急支援事業（国内加工体制の強化対策事業）補助金事務局（以下「事務局」という）」をいう。

（交付の目的）

第 3 条 この補助金は、間接補助事業者に対し、ALPS 処理水関連の輸入規制強化等を踏まえ、全国の水産業支援に万全を期すべく、特定国・地域依存を分散し、持続的・安定的に水産業のなりわいや事業が継続できるよう、水産物の新たな需要構造を構築することを目的とする。

（交付の対象及び補助率）

第 4 条 事務局は、間接補助事業者が行う補助事業に必要な経費のうち、補助金交付の対象として事務局が認める経費（以下「補助対象経費」という。）について予算の範囲内で補助金を交付する。ただし、別紙 3 「反社会的勢力排除に関する誓約事項」に記載されている事項に該当する者が行う事業に対しては、本補助金の交付対象としない。

2 補助対象経費の区分、補助率、下限額及び上限額並びに事業実施期間等は、別紙 2 のとおりとする。

(交付の申請)

第5条 本補助金の交付を受けようとする補助対象者（以下、「申請者」という。）は、様式第1による交付申請書に必要な書類を添えて、事務局に提出しなければならない。

2 申請者は、別紙2に記載の補助金額の範囲内で交付申請をすることができる。

3 申請者は、第1項の補助金の交付の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税仕入控除税額」という。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(電子情報処理組織による申請等)

第6条 間接補助事業者は、本規程に基づく申請等を電子メールで行うこともできるものとする。

(電子情報処理組織による通知等)

第7条 事務局は、本規程に基づく通知等を電子メールで行うこともできるものとする。

(交付決定の通知)

第8条 事務局は、第5条第1項の規定による交付申請書の提出があった場合には、当該申請書の内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、交付決定を行い、様式第2による交付決定通知書を間接補助事業者へ通知もしくは送付するものとする。

2 第5条第1項の規定による交付申請書が到達してから、当該申請に係る前項による交付決定を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、原則30日とする。

3 事務局は、第5条第3項ただし書による交付の申請がなされたものについては、補助金に係る消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

4 事務局は、第1項の通知に際して必要な条件を付することができる。

5 事務局は、第1項の通知を行った場合には、経済産業省に対して報告するものとする。

(申請の取下げ)

第9条 間接補助事業者は、補助金の交付決定の通知を受けた場合において、交付の決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があり、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、当該通知を受けた日から10日以内にその旨を記載した書面をもって事務局に申し出なければならない。

(補助事業の経理等)

第10条 間接補助事業者は、補助事業に要する（要した）経費については、帳簿及び全ての証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支の状況を明らかにしておかなければならない。

2 間接補助事業者は、前項の帳簿及び証拠書類を補助事業の完了（廃止の承認を受けた場合を含む。）の日の属する年度の終了後5年間、事務局の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかなければならない。

(計画変更の承認等)

第11条 間接補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ事務局に様式第3により、計画変更承認申請書を申請し、その承認を受けなければならない。

(1) 補助対象経費の区分ごとに配分された額を変更しようとするとき。ただし、各配分額の10パーセント以内の流用増減を除く。

(2) 補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、次に掲げる軽微な変更を除く。

(ア) 補助目的に変更をもたらすものではなく、かつ、補助事業者の自由な創意により、より能率的な補助目的達成に資するものと考えられる場合

(イ) 補助目的及び事業能率に関係がない事業計画の細部の変更である場合

(3) 補助事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとするとき。

(4) 補助事業の全部又は一部を他に承継させようとするとき。

(5) 破産手続き、民事再生手続き等法的整理の手続きを行うとき（代理人による申請を含む。）。

2 事務局は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付の決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

(契約等)

第12条 間接補助事業者は、補助事業を行うため50万円以上の売買、請負、その他の契約をする場合は、2者以上の見積もりを徴取しなければならない。ただし、補助事業を行ううえで、2者以上の見積もりを徴取することが困難又は不適當である場合は、随意契約によることができる。

2 間接補助事業者は、補助事業を行うため補助事業の一部を第三者に委託（請負その他委託の形式を問わない。以下同じ。）し、又は第三者と共同して実施しようとする場合は、実施に関する契約を締結しなければならない。

3 間接補助事業者は、前2項の契約にあたり、契約の相手方に対し、補助事業を適正に行うために必要な調査に協力を求める措置を講じなければならない。

4 間接補助事業者は、第1項又は第2項の契約（契約金額100万円未満のものを除く）に当たり、経済産業省が補助金交付停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方としてはならない。ただし、補助事業を行ううえで、当該事業者でなければ、補助事業を行うことが困難又は不適當である場合は、事務局の承認を受けて当該事業者を契約の相手方とすることができる。

5 事務局は、間接補助事業者が前項本文の規定に違反して経済産業省からの補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方としたことを知った場合は、必要な措置を求めることができるものとし、間接補助事業者は事務局から求めがあった場合はその求めに応じなければならない。

6 前5項までの規定は、間接補助事業者が補助事業の一部を第三者に負わせ、又は委託し、若しくは共同して実施する体制が何重であっても同様に取り扱うものとし、間接補助事業者は必要な措置を講じるものとする。

(債権譲渡の禁止)

第13条 間接補助事業者は、第8条第1項規定に基づく交付決定によって生じる権利の全部又は一部を事務局の承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会、資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号）第2条第3項に規定する特

定目的会社又は中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関に対して債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

- 2 事務局が第17条第1項の規定に基づく確定を行った後、間接補助事業者が前項ただし書に基づいて債権の譲渡を行い、間接補助事業者が事務局に対し、民法（明治29年法律第89号）第467条又は動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成10年法律第104号。以下「債権譲渡特例法」という。）第4条第2項に規定する通知又は承諾の依頼を行う場合には、事務局は次の各号に掲げる事項を主張する権利を保留し又は次の各号に掲げる異議をとどめるものとする。また、間接補助事業者から債権を譲り受けた者が事務局に対し、債権譲渡特例法第4条第2項に規定する通知若しくは民法第467条又は債権譲渡特例法第4条第2項に規定する承諾の依頼を行う場合についても同様とする。

（1）事務局は、間接補助事業者に対して有する請求債権については、譲渡対象債権金額と相殺し、又は、譲渡債権金額を軽減する権利を保留する。

（2）債権を譲り受けた者は、譲渡対象債権を前項ただし書に掲げる者以外への譲渡又はこれへの質権の設定その他債権の帰属及び行使を害すべきことを行わないこと。

（3）事務局は、間接補助事業者による債権譲渡後も、間接補助事業者との協議のみにより、補助金の額その他の交付決定の変更を行うことがあり、この場合、債権を譲り受けた者は異議を申し立てず、当該交付決定の内容の変更により、譲渡対象債権の内容に影響が及ぶ場合の対応については、専ら間接補助事業者と債権を譲り受けた者の間の協議により決定されなければならないこと。

- 3 第1項ただし書に基づいて間接補助事業者が第三者に債権の譲渡を行った場合においては、全水加工連が行う弁済の効力は、事務局が経理部門に対して支出の決定の通知を行ったときに生ずるものとする。

（事故等の報告）

第14条 間接補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難になった場合においては、速やかに様式第4による事故等報告書を事務局に提出し、その指示を受けなければならない。

（状況報告）

第15条 間接補助事業者は、補助事業の遂行及び収支の状況について、事務局より報告を求められた時は、速やかに様式第5の「状況報告書」を作成し、提出しなければならない。

（実績報告）

第16条 間接補助事業者は、補助事業が完了（廃止の承認を受けた場合を含む。）したときは、その日から起算して30日を経過した日又は交付決定通知書記載の補助事業完了期限日のいずれか早い日までに、様式第6による実績報告書を事務局に提出しなければならない。

- 2 事務局は、間接補助事業者が、やむを得ない理由により第1項の補助事業実績報告書を提出できない場合は、期限について猶予することができる。

- 3 間接補助事業者は、第1項の実績報告を行うに当たって、補助事業に係る消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

- 4 補助事業の実施期間内において、国の会計年度が終了したときは、翌年度の4月30日までに第1項に準ずる実績報告書を事務局に提出しなければならない。

(補助金の額の確定等)

- 第17条 事務局は、前条第1項の報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容（第12条第1項に基づく承認をした場合は、その承認された内容）及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、様式第7により当該間接補助事業者へ通知する。なお、補助対象物件や帳簿類の調査ができない場合等、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しないときは、当該物件等に係る金額は補助対象とならない。
- 2 事務局は、間接補助事業者へ交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずる。
- 3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合には、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。
- 4 事務局は、補助事業の適正な遂行のため必要があると認めたときは、事業に係る取引先（請負先、委託先及びそれ以下の請負先、委託先も含む。）に対して、現地調査等を行うことができるものとし、補助事業者は当該調査の実施に必要な措置を講じるものとする。

(補助金の支払)

- 第18条 補助金は前条第1項の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。ただし、必要があると認められる経費については、概算払をすることができる。
- 2 間接補助事業者は、前項の規定により補助金の支払を受けようとするときは、様式第8-1、様式8-2による請求書を事務局に提出しなければならない。

(是正のための措置)

- 第19条 事務局は、補助事業の適切な遂行を確認するために必要があるときは、間接補助事業者に対し、補助事業に関し報告を求め、又は、間接補助事業者の事業所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査し、若しくは関係者に質問することができる。この場合において、間接補助事業者は協力しなければならない。
- 2 経済産業省は、必要に応じ前項の措置を取ることができる。

(消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

- 第20条 間接補助事業者は、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、様式第9により速やかに事務局に報告しなければならない。
- 2 事務局は、前項の報告がなされた場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずる。
- 3 第17条第3項の規定は、前項の返還の規定について準用する。

(交付決定の取消し等)

- 第21条 事務局は、第11条第1項第3号の補助事業の全部若しくは一部の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次の各号のいずれかに該当する場合には、第8条第1項の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

- (1) 間接補助事業者が、法令、本規程に基づく事務局の処分若しくは指示に違反した場合
 - (2) 間接補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
 - (3) 間接補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合
 - (4) 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
 - (5) 間接補助事業者が申請内容の虚偽、補助金を活用して取り組む事業について、国（独立行政法人等を含む。）が助成する他の制度（補助金、委託金等）との重複受給等が判明した場合
 - (6) 間接補助事業者が、別紙3 反社会的勢力排除に関する誓約事項に違反した場合
 - (7) 間接補助事業者が、補助事業実施期間の終了までに補助事業を完了しなかった場合
 - (8) 間接補助事業者が、第16条第1項に定める期限内に実績報告書を提出しなかった場合
- 2 事務局は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずる。
- 3 事務局は、前項の返還を命ずる場合には、第1項第4号及び第5号に規定する場合を除き、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
- 4 第2項に基づく補助金の返還については、第17条第3項の規定を準用する。

（財産の管理等）

- 第22条 間接補助事業者は、補助対象経費（補助事業の一部を第三者に実施させた場合における対応経費を含む。）により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。
- 2 間接補助事業者は、取得財産等について、様式第10による取得財産等管理台帳（明細表）を備え管理しなければならない。
- 3 間接補助事業者は、当該年度に取得財産等があるときは、第16条第1項に定める実績報告書に様式第10による取得財産等管理台帳（明細表）を添付しなければならない。
- 4 事務局は、間接補助事業者が取得財産等を処分することにより収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部若しくは一部を事務局に納付させることがある。

（財産の処分の制限）

- 第23条 取得財産等のうち、事務局が定める処分を制限する財産は、原則、取得価格又は効用の増加価格が単価50万円以上の機械、器具及びその他の財産とする。
- 2 前項の財産の処分を制限する期間は、補助金交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数とする。
- 3 間接補助事業者は、前項の規定により定められた期間内において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ様式第11による財産処分承認申請書を事務局に提出し、その承認を受けなければならない。なお、処分の考え方については、「補助事業等により取得し又は効用の増加した財産の処分等の取扱いについて（平成16年6月10日〈大臣官房会計課〉制定）」の考え方を準用するものとする。
- 4 前条第4項の規定は、前項の承認をする場合において準用する。
- 5 第2項の規定により定められた期間を経過した取得財産等を処分することにより間接補助事業者が得た収入については、前項の規定は適用しない。

(成果の発表)

第24条 事務局は、補助事業により行った事業の成果について必要があると認めるときは、間接補助事業者に発表させることができるものとする。

(秘密の保持)

第25条 事務局は、補助対象者が本規程に従って提出する各種申請書類及び経理等の証拠書類等（以下「提出書類等」という。）については、補助金の交付のための審査及び補助金の額の確定のための検査及び政策効果検証等、本補助事業遂行に関する一切の処理等を行う範囲でのみ使用するものとし、入手した提出書類等については、善良な管理者の注意義務をもって適切に管理するものとする。

なお、第21条第1項5号による重複受給の可能性がある場合であって、執行機関同士で申請書類の共有が必要な場合は、本条を適用しない。

- 2 間接補助事業者は、補助事業の遂行に際し知り得た第三者の情報については、当該情報を提供する者の指示に従い、又は、特段の指示がないときは情報の性質に応じて、法令を遵守し適正な管理をするものとし、補助事業の目的又は提供された目的以外に利用してはならない。
- 3 本条の規定は補助事業の完了後（廃止の承認を受けた場合を含む。）も有効とする。

(事業者情報の変更)

第26条 間接補助事業者は、事務局に報告している会社情報等の変更が生じた場合は、速やかに事務局に届け出るものとする。

(個人情報保護に関する取扱い)

第27条 事務局は、申請者に関して得た情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に従って取り扱うものとする。

(反社会的勢力排除に関する誓約)

第28条 間接補助事業者は、別紙3に記載の反社会的勢力排除に関する誓約事項について補助金の交付申請前に確認しなければならず、交付申請書の提出をもってこれに同意したものとする。

(その他)

第29条 事務局は、本規程に定めるもののほか、補助事業の円滑かつ適正な執行を図るために必要な事項について別に定めるものとする。

- 2 事務局は、間接補助事業者に対し、本規程に定めるもののほか、必要と認める書類の提出を求めることができる。

附則

- 1 この規程は、令和5年10月26日から施行する。

附則

- 1 この規程は、令和7年4月15日から施行し、施行日以降の申請について適用する。
- 2 この規程の施行日前にされた申請については、なお従前の例による。

別紙 1

補助対象者	水産加工業者 又は、上記以外のもので事務局が必要と認める団体等
対象品目	ほたて、 なまこ、 または、輸入規制強化の対象となった品目のうち、当該申請者又は当該申請者が 取り扱う対象品目の生産者若しくは生産者が組織する団体にとって、販売量又は 販売額に占める輸入規制強化を行った国・地域への輸出量又は輸出額の割合（以 下、「輸出依存度」）が高く（2割以上）、年間の販売額が100万円以上の品目 であって、事務局が認める品目 ^{※1}

※1 事務局における第三者委員会で審査し、認められる品目

- ・ 年間販売額は、原則として、直近の会社事業年度の実績。
- ・ 輸出依存度は、原則として、輸入規制強化（令和5年8月24日）前の直近の会社事業年度の実績
- ・ 輸出依存度の計算に当たっては、事業部門単位によることも可。

【補助金の額、補助率、等】

事業種類	人材活用等支援	機器導入等支援
概要	水産加工業者等が行う既存の加工場のフル活用に向けた人材活用等の支援※ ²	水産加工業者等が行う国内の加工能力強化に係る機器導入等を支援※ ²
補助金額	上限・下限なし ただし、 ・新たに雇用した作業員に係る人件費（上限1人 月あたり5万円） ・新たな又は追加の作業に係る人件費（上限1人 月あたり3万円）	上限2億円
補助率	定額（10／10）以内	1／2以内
対象経費	・作業員獲得経費（作業員募集広告費、就業説明会開催費、技術習得指導員派遣費等） ・新たに雇用した作業員に係る人件費（上限1人月あたり5万円） ・新たな又は追加の作業に係る人件費（上限1人月あたり3万円）	機器導入費用（自動選別機、洗浄機、自動殻むき機、トンネルフリーザー、原貝自動供給システム、魚肉採取機、オートヘッダー、フィレマシーン、ミートほぐし機、深絞り充填機等の導入に必要な経費）
事業実施期間	交付決定日から事業完了日まで	交付決定日から事業完了日まで

※2 当該設備の導入・当該事業の活用によって、ALPS処理水に関連して輸入規制を強化した特定国・地域への依存を分散することに寄与する効果がある事業

（例：①輸入規制を強化した国・地域において実施していた加工プロセスが中断されたことに対応するために、国内で同様のプロセスを強化する、
②新たな海外販路を獲得することに資する加工能力を向上する、
③新たな販路開拓までの時間を稼ぐための一時買取・保管を効率的に実施できるようになる、等）。

反社会的勢力排除に関する誓約事項

当社（団体である場合は当団体）は、補助金の交付の申請をするに当たって、また、補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約いたします。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「暴力団対策法」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団員（暴力団対策法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- (3) 暴力団準構成員（暴力団員以外の暴力団と関係を有する者であって、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等を行うおそれがあるもの又は暴力団若しくは暴力団員に対し資金、武器等の供給を行うなど暴力団の維持若しくは運営に協力し、若しくは関与するものをいう。以下同じ。）
- (4) 暴力団関係企業（暴力団員が実質的にその経営に関与している企業、暴力団準構成員若しくは元暴力団員が経営する企業で暴力団に資金提供を行う等暴力団の維持若しくは運営に積極的に協力し若しくは関与するもの又は業務の遂行等において積極的に暴力団を利用し、暴力団の維持若しくは運営に協力している企業をいう。）
- (5) 総会屋等（総会屋その他企業を対象に不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者をいう。）
- (6) 社会運動等標ぼうゴロ（社会運動若しくは政治活動を仮装し、又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者をいう。）
- (7) 特殊知能暴力集団等（暴力団との関係を背景に、その威力を用い、又は暴力団と資金的な繋がりを有し、構造的な不正の中核となっている集団又は個人をいう。）
- (8) 前各号に掲げる者と次のいずれかに該当する関係にある者
 - イ 前各号に掲げる者が自己の事業又は自社の経営を支配していると認められること
 - ロ 前各号に掲げる者が自己の事業又は自社の経営に実質的に関与していると認められること
 - ハ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって前各号に掲げる者を利用したと認められること
 - ニ 前各号に掲げる者に資金等を供給し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
 - ホ その他前各号に掲げる者と役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者）が、社会的に非難されるべき関係にあると認められること